

Zoom オンライン<経団連事業サービス>

①ベトナム編、②インド編、③中国編、④タイ編、⑤台湾編、⑥インドネシア編、⑦フィリピン編

グローバル労働法カレッジ 「ベトナム編」

～現地労働法の基礎と労務・労働事情を学ぶ～

経済のグローバル化に伴い、多くの日本企業が海外諸国へと進出をしておりますが、一般的に海外進出国の多くは、日本と比べて労働者保護の側面が強い労働法になっていると言われており、近年個別労使紛争やストライキがたびたび発生しております。従って日本企業としては全て現地任せではなく、本社人事担当者も現地労働法・労働事情の最新情報を随時入手し、現地とのコミュニケーションを密にして、労使関係の安定化、適法な事業活動推進に努める必要がございます。

そこで経団連事業サービスでは「グローバル労働法カレッジ」を開講し、海外進出国における採用や解雇、処遇、労働組合等に関する労働法の基礎と労務管理のポイントについて、現地事情に詳しい弁護士より最新の状況も踏まえながら解説していただいております。

ぜひご参加ください。

①ベトナム編



ベトナムからの配信
<講師>

日時： 2024年5月22日(水) 14:00～17:00

配信： Zoomによるライブ配信(ウェビナー)

「ベトナムの労働法制と労務管理のポイント」

～新労働法を含むベトナムの労働法制の特徴～

(内容)・ベトナムは社会主義国という特性もあり、全般的に労働者保護の性格が強い制度になっており、有期労働契約や時間外労働に関するルールなど、日本とは大きく異なる面も多数見受けられます。本講座では、日本法との比較の視点も交えながら、ポイントを抑えつつ、ベトナムの労働法制の基礎から実務上よく問題となる事項まで、ベトナム労働法の主要事項をカバーします。

- ・ベトナムで現在施行されている労働法は 2021年1月より施行された2019年労働法ですが、ベトナムに早期から進出しそれ以前に現地法人を設立している場合には、現行法ルールに合致していない就業規則を現在でも運用している事例はよく見られます。そこで、本講座では、そのような法改正前後での要対応事項についても確認するほか、直近 2023年9月に施行された外国人労働者の就労資格要件に関する政令など、最新の法令改正動向もカバーします。
- ・ベトナム子会社において実務上典型的に生じる論点については、Q&A形式と事例紹介を交えて、わかりやすく具体的にご説明します。

講師：森・濱田松本法律事務所 パートナー弁護士 岸 寛樹 氏

(略歴) 中央大学大学院法務研究科卒業後、2008年に森・濱田松本法律事務所入所
2014年 Mattos Filho, Veiga Filho, Marrey Jr. e Quiroga 法律事務所
(ブラジル・サンパウロオフィス)にて執務
2017年 森・濱田松本法律事務所 バンコクオフィスにて執務
2021年 森・濱田松本法律事務所 ハノイオフィス共同代表(～現在)

講師：森・濱田松本法律事務所 弁護士 湯浅 哲 氏

(略歴) 慶應義塾大学法学部法律学科卒業後、2019年森・濱田松本法律事務所入所
2021年 厚生労働省労働基準局に任期付公務員(安全衛生訟務官)として赴任
2023年 森・濱田松本法律事務所 ホーチミンオフィスにて執務(～現在)

参加費： 人事賃金センターまたは経団連会員 17,600円 (16,000円+消費税1,600円)
(お1人1講座あたり) 一般 24,200円 (22,000円+消費税2,200円)

配 信： Z o o mによるライブ配信 (ウェビナー形式)

- 申込要領： ①下記申込書に必要事項をご記入のうえ、各講座の開催日2日前までにFAXまたはメールにてお申し込みください。開催の1週間前ぐらいを目途に、ご参加者様宛にメールで受講方法等のご案内をお送りさせていただきます。
- ②申込書を頂戴した後、お申込ご担当者様宛に後日ご請求書をお送りします。参加費は、請求書記載のいずれかの銀行 (みずほ、三菱UFJ、三井住友、りそな) に、原則としてセミナー開催前日までにお振り込みください。開催日以降のお振込となる場合は、以下の申込書下段にお振込予定日をご記入ください。振込手数料は貴方にてご負担願います。
- ③参加お取り消しは開催前々日までにご連絡ください。前日以降のお取り消し (欠席含む) は、キャンセル料として参加費全額を申し受けます。その場合、後日 (ご入金を確認させていただいた後に)、資料をお送りいたします。

照会先： 一般社団法人経団連事業サービス 人事賃金センター (担当：平田、屋間)
TEL： 03-6741-0047 メール： jinjichingin@keidanren-jigyoservice.or.jp

送付先 (FAX： 03-6741-0051)： 経団連事業サービス・人事賃金センター行
または (メール： jinjichingin@keidanren-jigyoservice.or.jp)

経団連事業サービス グローバル労働法カレッジ・ベトナム編 (5/22) 参加申込書

お会社名	人事賃金C又は経団連 会員 ・ 一般
(ふりがな)	
お申込担当者名	所属・役職
(〒 -)	TEL
所在地	FAX
	E-mail
(今後、各種セミナーや新刊図書の案内等をメールでお送りしてもよろしいでしょうか。 はい / いいえ)	
<参加費お振込が講座日以降となる場合は、お振込予定日をご記入願います>	
・ 月 日振込予定 (みずほ ・ 三菱UFJ ・ 三井住友 ・ りそな) 銀行	

ご参加者名①	ご参加者所属 ・ 役職
メール： (必須)	今後、セミナーの案内等をE-Mailにてお送りしてもよろしいですか。(はい / いいえ)

ご参加者名②	ご参加者所属 ・ 役職
メール： (必須)	今後、セミナーの案内等をE-Mailにてお送りしてもよろしいですか。(はい / いいえ)

※3名様以上でご参加の場合は、本紙をコピーしてご利用下さい。

※本紙にてお預かりした個人情報については、当法人の個人情報保護規程にもとづき、安全かつ適正に管理いたします。